

平成28年度第1回長野県政府調達苦情検討委員会

日 時 平成28年6月13日（月）

13時00分から13時30分

場 所 ホテル信濃路

1 開 会

○事務局

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから平成28年度第1回長野県政府調達苦情検討委員会を開催いたします。本日の進行を務めます、私は、契約・検査課の企画幹岡沢雅孝と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は6名の委員さん全ての皆様にご出席をいただいております。長野県政府調達苦情検討委員会設置要綱の規定によりまして、この会議は成立していることをまずご報告申し上げます。また、この委員会は公開での審議となりますので、会議録は後日、県のホームページで公表されますので、あらかじめお知らせ申し上げます。

なお、この会議の終了時刻につきましては13時30分を予定していますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず初めに県を代表いたしまして、清水会計管理者兼会計局長からごあいさつ申し上げます。

2 あいさつ

○清水会計管理者兼会計局長

こんにちは。県の会計管理者兼会計局長の清水でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

県では、平成28年度からWTO関係の苦情の対応を適正に行う体制をつくりたいということで、政府調達に関する苦情の処理手続の規程等の改正について、契約審議会のほうでもご了承いただき、本日のこの委員会の開催ということになったわけでございます。

この委員会ですけれども「政府調達に関する協定」の対象となる契約の入札、あるいは契約の手続について、調達をする機関から独立した機関として申立てられた苦情について検討を行う委員会ということでございます。

委員の選任については、契約審議会の再説明請求部会の委員さんに加えて専門知識をお持ちの委員さんということでお願ひをさせていただきました。皆様にはお引き受けいただきまして、御礼を申し上げます。

今日の会議ですけれども、委員長を選任等々となっておりますけれども、詳しくは後ほど事務局からご説明を申し上げます。

第1回ということで、事務局からのご説明が多くて、時間も大変に限られていて恐縮ですけれども、忌憚ないご意見をいただきますようお願い申し上げます、私からのあ

いさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

それではここで、この委員会の設置の趣旨についてご説明させていただきます。

○下里契約・検査課長

契約・検査課長の下里巖でございます。それでは私から本委員会の設置の趣旨についてご説明申し上げます。

平成6年に定められました政府調達に関する協定、いわゆるWTO協定が平成8年に日本国でも施行され、これに伴いまして、長野県政府調達苦情検討委員会設置要綱と長野県が行う政府調達に関する苦情処理手続が定められました。その後、平成24年に政府調達に関します協定を改正する議定書によりまして、求めに応じて審議を公開するなど改正がされております。

長野県政府調達苦情検討委員会につきましては、平成8年から14年までは委員を委嘱しておりましたが、申立てもないことから、平成14年度以降は、苦情が発生すればその都度、委員を委嘱するというようにしておりました。しかしながら、近年、全国的に政府調達案件の苦情申立てがされていること、またTPP協定の大筋合意によりまして今後の状況の変化も想定されることから、迅速な対応ができる体制の構築が必要となっております。このことから、県では長野県政府調達苦情検討委員会設置要綱と、長野県が行う政府調達に関する苦情処理の手続を、平成28年3月に改正しまして施行したところでございます。

本日、調達機関から独立した公平な機関を設置することを目的に、幅広い分野から多くの学識経験者の皆様によります改正要綱に沿った「長野県政府調達苦情検討委員会」を設置いたします。以上でございます。

○事務局

ここで本来でありましたら委員の皆様をご紹介させていただくところでございますが、お時間の関係もでございますので、お手元にお配りした名簿及び席表をもちまして、ご紹介に替えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお委嘱状につきましては、大変恐縮ではございますが、お手元の机の上に置かせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

4 委員長等の選任について

○事務局

次第4の委員長等の選任についてでございます。本委員会設置要綱に基づきまして、委員長を委員の皆さんに互選していただきたいと思っております。

委員長の選任について、何かご発言がありましたらよろしくお願いいたします。

○吉野委員

では、私から。国の政府調達苦情検討委員会のご経験もおありになると聞いておりますので、碓井委員に委員長をやっていただくのがよいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

ただいま吉野委員さんから、碓井委員さんを委員長にというご提案がありましたが、皆さんよろしいでしょうか。

○出席者一同

異議なしという声あり

○事務局

それでは、碓井委員さんに委員長をお願いいたします。碓井委員さんは委員長席にお移りいただきたいと思います。

それでは碓井委員長さんに一言ごあいさつをいただきまして、続いて会議の進行のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○碓井委員長

ただいま委員長に選任させていただきましたが、うまく務まるかどうか自信がないんですが、どうぞよろしくお願いいたします。

言うまでもないことですが、政府調達苦情検討委員会の案件というのは出てこないことが結構なことをごさいます、私たちの任期中に一つも出ないようにと祈っているわけですが。

それでは、まず委員長代理ですが、委員会設置要綱によりまして、委員長である私が指名することとなっております。私といたしましては、大変恐縮ですが、吉野委員に委員長代理をお務めいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

5 政府調達苦情検討委員会の概要について

○碓井委員長

それでは、5というところにあります、政府調達苦情検討委員会の概要につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

契約・検査課の阿部と申します。私から政府調達苦情検討委員会の概要についてご説明いたします。

まず資料の1ページ資料1です。政府調達に関する苦情の処理手続についてをご覧ください。こちらは政府調達、いわゆるWTO案件ですけれども、こちらの苦情処理に関しまして、その処理手続の概要をまとめた資料でございます。こちらを

用いましてどのような流れで手続を行うのか等の概要を説明させていただきまして、後ほど資料2や3の要綱等で具体的な点、細かい点を補足させていただきまして、ご説明させていただきます。

大変申しわけないんですけれども、資料1につきまして事前に送付いたしました資料から若干、修正いたしました点がございます。この説明についても触れていきたいと思っております。

まず1の趣旨についてなんですけれども、こちらは手続きの趣意説明にもありましたが、記載のとおりでございます。

政府調達に関する苦情の対象となる契約は2の表のとおりでございます。対象となる契約はいわゆるWTO案件の対象といたしまして、総務大臣が告示しているものがそのまま対象となっております。

苦情の申立てができる者、苦情の申立の範囲、苦情を申立てることができる期間は3に記載のとおりでございます。

苦情の申立てができる者の欄にあります供給者でございますけれども、こちらは表に記載のあるとおりなんですけれども、このうち物品等の提供を行うことが可能であった者とは、入札等に参加した者、参加しようとしたが調達手続に違反があるため参加しなかった者等を指す言葉でございます。

また苦情の申立の範囲は、調達手続全体がその対象となります。政府調達に関する協定では内外無差別と手続の透明性を担保していくことが原則になっておりまして、それに基づいて規定等が定められているんですけれども、調達の手続のいずれかがそちらのほうに違反するというふうに判断した場合は、苦情の申立てができるということになっております。

また、苦情の申立期間についてですけれども、こちらは事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内ということになってございます。申立て期間内にあったか否かという点は案件ごとに決められることとなります。

4の苦情処理機関についてなんですけれども、それはこちらの委員会でございますので、今回、改めて皆様を委嘱させていただきました。

5の苦情に対する委員会からの回答期限ですけれども、こちらにつきまして事前に送付いたしました資料から若干、修正点がございます。

まず、苦情が申し立てられた場合なんですけれども、まず受理するか、あるいは不受理、却下するかというところを判断することになるんですけれども、こちらにつきまして、事前にお送りした資料では単に10日以内としていたんですけれども、5に記載のとおり、苦情の申立後、県の休日を除いて10日以内に回答するという形で処理手続という規程のほうで定めておりますので、休日を除く旨をこちらの資料のほうは追記させていただきました。

また、苦情を受理した場合の検討結果等の報告についてですけれども、こちらについては、建設工事以外にあっては申立て後90日以内、建設工事にあつては50日以内に行うこととなっております。

次に、6の申し立てられた苦情への対応でございますけれども、こちらについては、すみませんが、ちょっと修正点がございまして。苦情の申立てがあつた場合は、原則と

いたしまして委員会から調達機関のほうへ苦情処理期間中の契約締結、または契約の執行の停止を要請いたします。

要請するんですけれども、この点につきまして6の表の一番上ですけれども、契約締結の停止の要請等につきまして「苦情の申立て」というふうに現在記載してあるんですけれども、送付した資料では「苦情の受理」と記載してございました。こちら処理手続の規定のほうで苦情の申立てがあった後、12日以内という形になっておりますので、現在の表記に修正をさせていただきました。

苦情の検討に当たりまして、調達機関、苦情申立て人双方から説明や文書の提出を求めるなどして、調達に関する状況を整理した上で苦情については検討を行っていただきます。そして検討が終了した際なんですけれども、こちらの表に記載のとおり、委員会の報告書を送付するという形になっておりまして、報告書のほうをこちらで作成いたしまして、苦情申立て人、調達機関双方に直接送付するということとなります。

委員会が調達において改正協定等に定める措置が行われていないというふうに判断された場合には、新たな調達手続を行うことなどの内容の提案書を作成いたしまして、こちらも苦情申立人や調達機関のほうに送付するということとなります。

委員会からの要請や是正策の提案、双方とも強制力というのはありませんので、最終的には調達機関の判断によりこの対応がなされるものとなります。

対応のフロー図が次のページに記載してございます。全体の流れはこのような形なんですけれども、委員会のほうでご検討いただきまして実際に、主に行っていただく点というのは、このフローの下の方の検討開始から報告書及び提案書の作成・送付というあたりが主にご対応していただく部分になるかとは思いますが。

こちらの処理手続につきましては、一応、処理手続等を4月1日付で改正しておりますので、平成28年4月1日から適用としております。

次に資料2、3でございまして、こちらは委員会に関する要綱と規程をおつけしてございます。こちらについては、先ほどの概要の説明の補足となる部分についてご説明させていただきたいと思っております。

まずは資料2、ページで言えば5ページをご覧ください。こちらは長野県政府調達苦情検討委員会の設置要綱でございまして、任期であるとか委員長の選任等が記載してございます。

内容はご覧いただければと思っておりますけれども、何点かちょっと説明させていただきたいと思っております。まず1点目が第2条のところなんですけれども、第2条の3項、委員の皆様は任期は3年とさせていただいているんですが、今回のこの委嘱に当たっては、この3項のただし書きの部分の規定によりまして、「委嘱の際に定める期間」としております。ですので、契約審議会の委員と同じく、今回の皆様は任期は平成29年7月14日としてございます。

次に第3条なんですけれども、こちらは守秘義務について記載してございまして、こちらの委員の皆様には、恐縮なんですけれども「職務上知り得た秘密について漏らさないことを誓約する」という形になっておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

次に、第7条の議事録の作成についてなんですけれども、こちら、この後の運営要領

改正のほうで触れさせていただきますが、個別の苦情案件を取り扱う場合など、やはり会議を非公開とする場合を除きまして公開するものとしたと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に第9条なんですけれども、これは雑則で、その他必要な事項は委員長が別に定めることとしておりまして、こちらの委員長が別に定める事項につきましては、後ほど運営要領の改正として議題として扱わせていただきたいと思います。

では次に資料3をご覧ください。資料3が、こちら長野県が行う政府調達に関する苦情の処理手続ということで、委員会での苦情の具体的な手続を定めた規程になってございます。

こちらなんですけど、まず1が委員会の概要、2が用語の定義となっております。3が苦情の申立てについて、協定等に違反する形で調達が行われたと判断した場合に、苦情を申立てることができるということの規定でございます。

1ページおめぐりいただきまして4なんですけれども、4につきましては苦情の申立ての前段といたしまして、調達機関と供給者との間で協議を行うことが奨励されることなどが定められてございます。

5は期間についての規定でございます。先ほども触れましたけれども、受理、不受理の判断等、一部県の休日を除いた作業日というもので日数を計算するということがございまして、その定義等をこちらの中で行ってございます。

6は苦情処理手続に参加する者について規定されておりまして、苦情申立てを行った者、当該苦情に係る調達を行った機関のほか、当該調達に利害関係を持つ供給者が参加者として処理手続に加われること等が規定されてございます。

7は具体的な苦情の検討手続について記載されてございます。ページは9ページなんですけれども、(1)から(7)まで、苦情が申立てられた際の手続について記載されてございます。

先ほどからちょっとご説明させていただいているんですけれども、委員会の処理において、まず行う必要がありますのが、申立てられた苦情を受理するか否かの判断でございまして、こちらの(4)の部分で、受理、却下について記載されてございます。申立て後10作業日以内に、(4)のアからオまでの記載の事項に当たるか否かを判断いたしまして、受理または却下を行います。

10ページをご覧くださいと思いますが、(8)につきましては、申立てがあった場合の調達機関への契約締結又は契約執行の停止の要請について記載してございます。処理手続の概要でもご説明いたしましたが、苦情の申立てがあった場合には、契約の締結又は執行の停止を調達機関のほうに要請してまいります。

(9)が実際の検討の手続でございます。苦情申立て人と関係調達機関、双方から説明、文書の提出を求めることであるとか、あるいは調達機関や苦情申立人が互いの意見を傍聴することができること、委員会は識見を持つ技術者等から意見を聞くことができること等が規定されてございます。

こちらの規定に基づいて検討を行いますので、実際の検討に当たっては事前に提出されました文書等を検討いたしまして、苦情申立人、関係調達機関、双方の意見を聞きまして、それらを勘案して調達が実際に協定に違反しているのかどうかという点を皆様に

ご検討いただくという形になるかと思えます。その後、違反している場合にはどのような対応、提案するののかという点も委員会としてご判断していただくという流れになるものと考えています。

(10)、(11)は苦情の取下げについて記載してございます。すみません、ページは12ページです。

(12)は調達機関から提出するべき苦情にかかる報告書について記載してございます。

8が検討の結果に関する報告書の作成、調達機関に対する提案について規定してございます。

(1)では、苦情を認めるか否かを明らかにするとともに、検討の結果について報告書を作成する旨を定められてございます。(2)では、検討いたしました調達が協定等に違反していた場合に是正案を提案すること、また、その是正案に含めるべき内容について記載してございます。協定等に違反している場合なんですけれども、それについては(2)のAからオの内容を含んだ提案を行うこととなります。

13ページの(4)から(9)までなんですけれども、これについては報告書の取扱いについて記載してございます。

提案について(6)に記載があるんですけれども、関係調達機関は原則として、関係調達機関自身の判断といたしまして、この提案に従うこととなっているんですけれども、提案に従わない場合についても記載してございまして、最終的な判断が調達機関によりなされる形となっております。

9は迅速処理といたしまして、期間を短縮して苦情の処理を行う処理の方法について規定してございます。

1枚おめくりいただきまして、10が苦情の受付及び処理の状況の公表について、11が調達機関における調達に関する文書の保存、12については規程の適用について定めてございます。こちらがかいつまんだ規程等の説明になります。

また参考としてなんですけれども、これまで平成24年から平成27年までなんですけれども、全国の都道府県に苦情を申立てられた件数が9件ほどございます。中身はちょっと多岐にわたっているんですけれども、医療ネットワークの設計の業務といった委託的な業務であるとか、あるいはヘリコプターの調達といった物品の調達の業務、その他ですが、工事についても1件、挙がってきているものがございますので、その中で実際に受理に至った案件は3件でございまして、いずれもその苦情の内容については認めないというものになってございます。

ちょっと駆け足の説明で申しわけなかったんですけれども、委員会の苦情処理に関する手続の内容の説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

○碓井委員長

どうもありがとうございました。それではただいまのご説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○吉野委員

2点ほど。1つは設置要綱、処理手続等についてはWTO外の苦情処理に比べまして、

大変詳細な規定になっているんですけども、これは国のモデルか何かがあるのか、あるいは他県の例とかそういうものになったのか、その辺のところをお聞きしたいのが一つ。

もう一つは、委員に対して秘密保持を言っておきながら、会議公開が原則になっているけれども、その辺はどう考えるんですか。

○事務局

まず1点目なんですけれども、こちらの処理手続や設置要綱につきましては国から技術的助言として一式要綱等、こちらの規程のひな型が示されておりまして、こちらの規程自体はそちらに従ったもの、則ったものになっております。他の都道府県にありましても、同じような形で定めているところが多いというところですよ。

すみません、もう1点の守秘義務を課しているけれども。

○吉野委員

公開が原則になっているという点との関係ですが。

○事務局

これは苦情を実際に申立てられた際のその審議につきましては、相手方の法人の秘密の情報等もあるかと思っておりますので、そういった会議自体は非公開ということにいたしまして、会議録自体も非公開ということにさせていただきたいと。

○吉野委員

ただ、この運営要領を見ると原則公開という感じになっているんですけども。

○事務局

そうですね。

○吉野委員

原則として会議を公開するわけですね。その辺との兼ね合いですけども。

○事務局

そうですね。

○吉野委員

どうしてこう変えられるのかということも含めて、あとでお聞きしたいと思います。

○碓井委員長

これはあとのところでよろしいですか。他にいかがでしょうか。それでは、この点は承ったということにさせていただきます。

6 会議事項

運営要領の改正について

○碓井委員長

次に運営要領の改正につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○事務局

運営要領の改正につきまして、引き続き、私のほうからご説明させていただきたいと思います。

運営要領（案）ですけれども、こちらについては、設置要綱等が平成8年に施行された時点から規定されているものでございまして、今回、こちらの設置要綱等改正したということと、改めて皆様を委嘱させていただいたということで、改正として諮らせていただきたいと思います。

資料としては資料4の15ページ、16ページをご覧いただきたいと思うんですが、15ページが改正の案でして、16ページが、改正部分が見えるように、見え消しをしてあるものでございます。

今回の改正は主な点が2つありまして、1点が2の委員というところなんですけれども、こちらにつきまして「委員は非常勤とする」という規定があったんですけども、今回のこの委員会は、地方自治法上の附属機関等ではないものでして、地方自治体の特別職、非常勤特別職として皆様を委嘱するものでもないというところから、こちらの規定については削除をさせていただきました。

もう1点、5の議事録のところなんですけれども、「議事録について原則として一般に公開しない」という形になっていたものを、「会議を非公開とした場合を除き、公開する」という形にさせていただいたんですが、こちらについては県の審議会等が基本的に議事録は公開するという形になっておりまして、それに則ったようなものになっているんですけれども。

ただ実際、苦情の申立てがあった際には、当然、そこに法人の情報等がその審議の中では挙がってくるかと思しますので、そういった場合について会議自体を非公開といたしまして、議事録自体もその場合は非公開ということにさせていただきたいというふうに考えております。

そのほか細かい点として、文書としてちょっと適切ではなかったような部分を訂正させていただいた点がございまして、もう1点、これは変更ではないんですけども、委員長の専決事項というところで「苦情の申立ての受理及び却下」であるとか、あるいは「関係調達機関に対する契約締結又は契約執行の停止の要請」、こちらについては専決事項となつてございますので、こちらは、今回のこの改正の中でそのままさせていただきたいと考えてございます。

こちらの運営要領の改正については以上でございます。

○碓井委員長

どうもありがとうございます。それでは先ほど吉野委員からご質問のありました、こ

ちらが原則公開というのと守秘義務との関係を理解されたと思うんですが。

これ、例えばその申立てについて、どういう結論をくださかという会議自体は、ちょうど裁判官の合議をやるころみたいに、普通ならばそれは非公開になるんですよ。仮にその議事録をつくるにしても、それは会議といってもいろいろなものがあるわけです。当事者の意見聴取を行う、それも会議に含まれていますが、それは何か県のほうで整理されておられますでしょうか。

○事務局

今、現状考えているのは、実際に苦情申立てがあった場合は、その苦情申立ての意見聴取もそうなんですけれども、それにかかわる会議事項については非公開ということにさせていただければと思うんですけれども。

○碓井委員長

意見聴取もですか。

○事務局

実際にその調達機関であるとか供給者の方からの意見聴取という形では。

○碓井委員長

そうすると、むしろ前と似たようなことで、いやいや原則はどちらなのか。

○吉野委員

いや、特に今回、今回というか前からでしょうけれども、委員長の専決事項になっているから、公開するかどうかと、だから大変、判断が迷われていると思うんです。ちょっとそこら辺があるんです。標準的なものはどうかということをお聞きしたかった。一番最新な。

○碓井委員長

おそらく政府、国の政府調達はどうしたかな、公開されていないですね。いや、意見陳述なんかは確か、違うかな。

○事務局

国の、今、最終的に出るものは、報告書等は公開はされているんですけども、その議事録であるとか意見聴取の実際の詳細な部分については公開になっていないかと思えます。

○碓井委員長

非公開ですか。そうすると、何となく長野県の一般のそれに引っ張られた運営要領になってしまっているということですね、表現が。それが果たしてよかったかどうか、いかどうか、今、我々審議をさせていただいているわけですが、趣旨はそうでしょう。

県の一般の扱いと表現を同じくしておこうということですね。それが果たしてふさわしいかどうか、小林委員さん、どうですか。

○小林委員

これはまさにケースバイケース、申立人が公開を希望しないときは非公開、申立人が公開を希望するときは公開したほうが風通しがよくていいのかなという気はしますけれども。申立人が公開を望んで、県民の厳しい目で見てもらいたいと思っているときに、ただ申立人自身があまり大騒ぎをしたくないので、やる意味のマイナスイメージもあるかもしれませんので、そういうときは非公開で、いや、私の感度はそういう感じですね。

○碓井委員長

なるほどね。どうでしょう。

○事務局

苦情申立人の方に意見である報告の陳述を公開で行うことを求めることができると、そういったこと手続が規定してあるんですけども、そういったことがなされた場合は、委員会は原則、その求めに応ずるものとするという形になっていますので、もしそれがなされれば、その点については公開をしていくことになるかと思うんですけども。

○碓井委員長

さあ、他の委員の皆さんはどうでしょう。今の阿部さんがおっしゃったのはどこですか。

○事務局

11ページの下の方のセという部分なんですけれども。

○碓井委員長

そうすると・・・何となくそうすると、改正案の前のほうがよさそう、そうじゃないですか。

これはむしろ、原則として非公開を考えていて、それを破るのは申し出た場合でしょ。

そうですと、運営要領を前のように、原則として一般に公開しないのはよさそうな気が。

○小林委員

公開する場合はどういう場合かというのをちょっと考えて

○事務局

今、公開する場合として考えておりますのが、今、こういった第1回、こういった場合については公開することと想定しております、苦情申立人に関するものについては非公開ということを考えているんですけども。

○碓井委員長

いずれにしても、会議非公開の場合は議事録を公開しないと。それで会議は一般的に公開だから、議事録もその場合、一般的な会議公開の場合は議事録も公開しますと、こういうことですね。

○事務局

そうですね。

○碓井委員長

会議の公開、非公開と連動させると、こういう考え。

そうしますと、あとは運用の問題として、先ほど小林委員さんが言われたように、そういうことでよろしいですか。

○小林委員

意見陳述だけ公開と書いてあるだけですよね。だから、どういう形で自分の件が審議されたのかという、本人がいない場所での会議は。

○碓井委員長

それは関係していませんよね。

○小林委員

ですよね。

○碓井委員長

自分の言っていることを

○小林委員

公開でやってくれということが書いてあるだけで、一般的にどうやって審議されたのかということが異議申立人はわからないというのでは、若干、私の言ったよりはやっぱり狭いのかなという、そういうふうに。

○碓井委員長

全部がオープンになるというのでないから。

○小林委員

要するに発注者側の意見が聞けない。発注者側が意見を言うとき、あるいはそれをどうやって議論したかということころは、まあそれは合議だからやらないという、普通の裁判でも合議の内容まではそれ出さないにしても、発注側がどういうことを言ったのかということころはやっぱり公開したほうが、しないと、とにかくそういう手続をするという

のは、そういう手続きを、またはそれは退席で行われるからあれですか。

○碓井委員長

今のそれ、11ページのシに関係しますよね。「苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる」と、傍聴することができる、そのときのものは公開にしていいいのかということですよ。

何となく、そうですね、それでもそういう関係者だけがわかるだけであって、一般県民にまで議事録という形で知らせられることは好まない、困る、なかなか難しいですね。

これは、どういう場合、非公開とまた違うのかな、そうすると。傍聴できるということは公開ですよ、その限りでは。いや完全な、誰のところにもオープンになっているという意味ではないけれども、意見の陳述をしている人以外の人も聞けるという意味ではオープンですよ。

さて、どうしましょう。事務局はどうですか、前の方。何となく元に戻しておいた上で、その原則として言っているのを、取扱要領みたいなものを別に定めてやるか、そのほうが、これから詰めていって、何か議論がいろいろありそうですね。

○清水会計管理者兼会計局長

そうですね。11ページのシのところは、要するに双方、相手側の言い分を傍聴できるということで、かつ適当でないと判断する場合は委員会はそれをシャットアウトすることができるとなっているので、かなり狭いですよね。まして、その一般に公開するということは想定していることはない、何かちょっと勝手なことを言ってしまうふうになると、原理とすると非公開で、だけど、そのケースバイケースでというようなことのほうが近いのかなと。

今だと、どうも書きぶりを見ると原則は公開みたいで、そちらが主になっているみたいで、ではどうしますか、原則、非公開というのもちょっと行き過ぎのような気も、先ほどの小林委員さんのお話を聞くと、少しあるのかなという感じもしないではないので。

○碓井委員長

これは逃げましょうよ、議事録の公開については別に定めるとして、それではだめですか。

○清水会計管理者兼会計局長

いや、ありがと思います。

○碓井委員長

いや、詰めて議論したら危ないですからね。議事録の公開については別に定めると。

○事務局

なるべくそういう形で整理させていただきまして。

○碓井委員長

それでいいですか。それとも、そんなのを入れるのは、だからもう一遍審議し直したほうがいいですか、どちらかです。

○清水会計管理者兼会計局長

具体的なケースを考えなければいけないような気がするんですけど。

○吉野委員

例えば、議事録は必要に応じて公開するとか、必要に応じてという限定を入れるかどうか、そういう言い方をしていくか。そこまで規定してしまうと。

○清水会計管理者兼会計局長

非公開が主流というふうに書きかえても特に問題がないんでしょ、この場でそういうふうにしなないで。

○碓井委員長

形式上は問題ないけれども、県の他のものと整合性がとれない。

○清水会計管理者兼会計局長

整合とか、そんなことは起きないんでしょ、これ、大丈夫ですね。（事務局：はい）そこは心配ないようですので、この場でお決めいただければと思いますが。

○碓井委員長

提案者のほうで。

○清水会計管理者兼会計局長

改正案が必要ということだと、とりあえずは委員長おっしゃるみたいに、別途定めにもしておきましょうか。

○碓井委員長

そのほうが無難なような気がしますけれどもね。では文章はちょっとそちらで提案してください。「議事録の公開については別に定める」でいいですか。

○事務局

はい。

○碓井委員長

はい、どうもありがとうございました。

それでは一応、今日、予定された議題はこれで終わりですが、何かそのほか委員の皆様

様からご発言ありますでしょうか、よろしゅうございますか。

それでは、円滑な議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。では事務局へ。

7 その他

○事務局

どうもありがとうございました。次第の7、その他でございますが、まず事務局のほうからですが、今後の本委員会の開催についてでございますが、基本的には苦情申立てがあった場合に開催したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

あと委員の皆様から何かございますか。

○原山委員

今の場合、この会議が開かれる場合というのは、申立てがあったときから10日以内になって、急に召集されるということがありますでしょうか。

○事務局

10日以内というのは、苦情の受理、不受理については委員長の専決事項となっておりますので。

○原山委員

でしたら、そんなに緊急な召集ということにならない。

○碓井委員長

ただ結構、緊急性というのがありますね。急いでいる工事とかいろいろありますから。

○事務局

ではよろしいですか。それでは会議の閉会に当たりまして、清水会計管理者兼会計局長からごあいさつ申し上げます。

○清水会計管理者兼会計局長

どうも大変、実のあるご議論を賜りまして、ありがとうございました。

先ほど原山委員さんからお話ありましたが、この委員会が扱う案件というのは非常に規模が大きいものということでございまして、先ほどちょっと紹介がありましたけれども、ヘリコプターの調達とか、IT系の調達とか規模の大きなものになりますので、多分、実際に起きますと、60日、90日というふうに言っているけれども、審議しなければいけない中身というのは非常に専門的で、規模も幅広いものになってしまうと思うんです。

そういうこと、委員長がおっしゃいましたように、そういうことがないように祈っておりますけれども、そのことについてはよろしく願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

5 閉 会

○事務局

それでは、以上をもちまして、平成28年度第1回長野県政府調達苦情検討委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

引き続き13時45分から2階の浅間の間で契約審議会を開催いたしますので、お手数ですが浅間の間のほうへご移動をお願いいたします。